

家庭教育の私事性否定の論理構造に関する研究

—戦時体制下「教育審議会」における家庭教育振興策の 議論の分析を中心にして—

松岡寛子*・福田 修

A Study on the Logic of Denying Private Nature of Home Education
—Analyzing the Discussion on the Measures for the Promotion of Home Education in
“Kyouikushingikai” —

MATSUOKA Hiroko*, FUKUDA Osamu

(Received September 24, 2010)

はじめに

1990年代以降、校内暴力、不登校、いじめ、青少年犯罪など子どもたちの問題行動や社会全体のモラルの低下が社会問題として大きく取り上げられるようになり、その主要な原因は家庭教育力の低下にあるとされるようになった。文部省ではこの問題を中央教育審議会に諮問し、1998年4月に答申『『新しい時代を拓く心を育てるために』一次世代を育てる心を失う危機—』が出された。そこには、家庭教育の具体的なあり方についての多くの提言がもりこまれている。2000年以降、文部科学省ではこの答申を契機に多くの家庭教育振興のための施策を講じている。そして、2006年には教育基本法が全面改訂され、家庭教育に関する条文が新たに設けられた。

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

親や保護者に対して子どもの教育についての第一義的責任を課し、家庭教育の「役割」を規定して親にその努力義務を課している。この条項に対しては、改正が議論された当初から家庭教育の私事性への侵害となるものであるとの批判がなされていた。たとえば、中谷彪氏は、「この発想は、家庭及び家庭教育という私的な領域にまで権力が介入しようというものである。私生活及び私的生活の領域（生き方、価値観）にまで法的に規制し、教育行政権力が統制しようとするのは、まったく戦前と同じパターンであって、思想良心の自由の保障されている日本国憲法下では決して容認することはできない¹」としている¹。国会での改正案の審議においてもこの点が論点として追及されたが、第二項に家庭教育の自主性を尊重することを明記し、個々の家庭における具体的な教育内容については規定することはしていないとして追及は退けられ

* 山口大学大学院教育学研究科、2010年3月修了。

た。はたして、家庭教育の役割を規定しても個々の家庭の具体的な教育内容について規定していなければ、家庭教育の私事性は保障されるのであろうか。

戦時体制下の日本において、家庭教育の振興策が論議された際にこの家庭教育の私事性が問われたことがあった。1937（昭和12）年に内閣に設置された教育に関する審議会「教育審議会」は、社会教育に関する答申を構成する要綱の一つとして家庭教育の振興策「家庭教育ニ関スル要綱」を作成した。

家庭教育ニ関スル要綱

- 一 家庭教育ハ子女育成ノ基礎タルヲ以テ皇国ノ道ニ則リ我ガ国家族制度ノ美風ヲ振起シテ家庭生活ヲ充実シ健全有為ナル子女ヲ薫陶スルヲ以テ趣旨トナスコト
- 二 家庭教育ニ於テハ左記事項ニ留意スルコト
 - (一) 家ニ対スル我ガ国固有ノ觀念ヲ把握セシメ家族制度ノ真精神ニ徹セシムルコト
 - (二) 健全ナル家風ノ樹立ニカムルト共ニ家庭生活ノ刷新改善ヲ図ルコト
 - (三) 敬神崇祖ノ念ヲ養ヒ家ニ於ケル祭祀及行事ヲ重ンズルコト
 - (四) 子女ノ躰ヲ重視シテ其ノ善良ナル品性、剛健ナル精神、淳美ナル情操ノ涵養、正シキ習慣ノ修得、実践躬行ノ訓練ニカムルコト
 - (五) 子女ノ保健衛生ニ留意スルト共ニ鍛練ヲ重ンジ強靱ナル心身ノ育成ニカムルコト
 - (六) 子女ニ対シ科学的教養訓練ヲ行フコト
 - (七) 家庭ニ於テハ学校ト密接周到ナル連絡ヲ図リ子女ノ教養上遺憾ナカラシムルコト
- 三 遊戯場其ノ他幼少年養護施設ヲ拡充整備シ家庭教育ノ完キヲ期スルコト
- 四 婦人諸団体ヲシテ家庭教育ノ振興ニ資セシムルコト
- 五 母ノ会等ノ施設ヲ整備ヲ図リ国民学校、幼稚園、託児所等ニ普及徹底セシムルコト²

項目一は家庭教育の本旨・目的を示したもので、項目二は家庭教育の内容を示したもので、項目三～五は家庭教育振興の方法・手段を示したものとなっている。

この要綱作成の論議の初期の段階において、委員の一人から家庭教育の振興策の議論はその方法・手段の範囲にとどめ、家庭教育の内容にまで踏み込んで議論し議決することは避けたほうが良いのではないかという問題、すなわち「家庭教育というすぐれて私事性をもつものに対し、国家がその内容にまで介入することの是非の問題」が提起された³。しかしながら、この問題提起は他の委員に理解されることなく終わり、家庭教育の内容にまで踏み込んだ議論が行われて、上述のような要綱が可決答申されることになった。文部省では、この要綱に示された家庭教育の本旨・教育内容等を盛り込んだ1942（昭和17）年5月7日付各地方長官宛て文部次官通牒「戦時家庭教育指導ニ関スル件」「戦時家庭教育指導要項」を発して、その「徹底」を指示するのである⁴。

教育審議会において、家庭教育の私事性についての問題提起がなされながらも、なぜそれに反するような答申が採択されることになったのであろうか。家庭教育の振興策が議論される際に、家庭教育の私事性が否定されるのは、どのような論理によってなされるのであろうか。先行研究においては、この問題提起は他の委員に「その真意が理解されることなく終わ」ったと評されるのみで、なぜその真意が理解されなかったのか、問題提起がその後の審議にどのような影響を与えることになったのかについて、審議に即しての分析はなされていない⁵。本稿においては、教育審議会での「家庭教育ニ関スル要綱」の審議過程の分析を通じて、家庭教育振興策の論議における家庭教育の私事性否定の論理構造を明らかにすることを目的とする⁶。

I 「家庭教育ニ関スル要綱」 審議経過の概要

教育審議会は、教育に関する諮問機関として1937（昭和12）年12月の勅令第711号「教育審議会官制」によって内閣に設置され、1942年5月の勅令第489号によって廃止された。構成は総裁1名に委員65名以内とされ、必要があれば臨時委員を置くことができるとされた。総裁には枢密院副議長が任命され、委員・臨時委員には枢密顧問官、各省次官、直轄学校長、帝国議會議員、文部省の元官僚、大学教員、中等学校長、私学・教化団体・財界等の関係者が選出された。

審議会に対する諮問は「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」というもので、教育全般にわたる総合的な改革方針を求めるものであった。審議会の運営は、総会・特別委員会（30名）・整理委員会（10数名）の3段階の会議によって行われた。第8回までの総会において、諮問事項に対する総括的な意見陳述がなされ、第8回総会の最後に特別委員会が設置されて答申案の作成が付託された。答申は教育政策の領域ごとに、特別委員会→整理委員会→特別委員会→総会というサイクルによって作成・決定されていった。決定された答申は次の7件である。「青年学校教育義務制実施ニ関スル件」（38年7月）、「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申」（38年12月）、「中等教育ニ関スル件答申」（39年9月）、「高等教育ニ関スル件答申」（40年9月）、「社会教育に関する件答申」（41年6月）、「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申」（41年6月）、「教育行政及財政に関する件答申」（41年10月）。その他に総理大臣への建議を4件決定している。

「家庭教育ニ関スル要綱」は、社会教育に関する答申に盛り込まれた6つの要綱のうちの一つである。社会教育に関する審議は、40年10月2日の第51回特別委員会から始まり、同月16日の第54回特別委員会において社会教育に関する整理委員会が設置され答申案の原案が作成されることとなった。整理委員は次の16名である。林博太郎（貴族院議員・元東京帝国大学教授）、後藤文夫（貴族院議員・元大日本青年団理事長）、野村益三（貴族院議員・帝国教育会評議員会議長）、関屋竜吉（国民精神文化研究所所長・元社会教育局長）、松浦鎮次郎（枢密顧問官・元文部大臣）、穂積重遠（東京帝国大学教授）、下村寿一（東京女子高等師範学校校長・元社会教育局長）、伊東延吉（元文部次官）、下村宏（貴族院議員・元朝日新聞社副社長）、田中穂積（貴族院議員・早稲田大学総長）二荒芳徳（貴族院議員・大日本少年団連盟理事長）、香坂昌康（大日本連合青年団理事長）、添田敬一郎（衆議院議員・協調会理事）、佐々井信太郎（大日本報徳社副社長・中央教化団体連合会理事）、安藤正純（衆議院議員・大日本仏教青年会連盟理事長）。委員長には林博太郎が、他の整理委員会と同様に互選によって選出された。整理委員会には以上の委員のほかに特別委員会委員長として田所美治（貴族院議員・元文部次官）が参加している。整理委員会は10月23日より審議を開始し、翌41年4月18日の第31回整理委員会まで社会教育に関する答申原案の審議を行った。その後、5月15日・16日の第55回・56回特別委員会で答申案の審議・決定がなされ、6月16日の第13回総会において答申が可決された。

答申中の「家庭教育ニ関スル要綱」は、41年1月29日第19回整理委員会での家庭教育に関する文部当局の施策の説明、委員の意見陳述を経て、原案「家庭教育ニ関スル要綱案」が事務局により作成され3月26日第24回整理委員会に提出された。その後、3月28日第25回整理委員会と4月2日第26回整理委員会で審議が行われ、第31回整理委員会において整理委員会案として確定された⁷。

II 下村寿一の問題提起とその影響

1. 第24回整理委員会審議経過

第24回整理委員会は、前回第23回での「成人教育ニ関スル要綱案」の審議の続きから始まっている。前回議論し訂正を加えた部分の確認とまとめをし、それが一通り終わると「家庭教育ニ関スル要綱案」の審議へと議題が移った。整理委員会委員長林博太郎の指名で文部省書記小川正通により配布資料「家庭教育ニ関スル要綱案」の朗読が行われた。

家庭教育ニ関スル要綱案

- 一 家庭教育ハ皇国ノ道ニ則リ我ガ国家族制度ノ美風ヲ振起シテ家生活ヲ充実シ健全有為ナル子女ヲ薫陶育成スルヲ以テ目的トナスコト
- 二 家庭教育ハ左記趣旨ニ依リ之ヲ行フコト
 - (一) 家ニ対スル我ガ国固有ノ觀念ヲ把握セシメ家族制度ノ真精神ニ徹セシムルコト
 - (二) 健全ナル家風ノ樹立ニカムルト共ニ子女ノ育成ニ対スル家庭ノ自覚ヲ昂ムルコト
 - (三) 敬神崇祖ノ念ヲ養ヒ家庭ニ於ケル祭祀及行事ヲ重ンズルコト
 - (四) 皇国ノ子トシテノ躰ヲ重視シテ其ノ善良闊達ナル性情ノ涵養、正シキ習慣ノ修得ニカメシムルコト
 - (五) 子女ノ保健衛生ニ留意スルト共ニ鍛錬ヲ重ンジ健全ナル心身ノ育成ニカムルコト
 - (六) 適切ナル時局認識ノ下ニ家生活ノ刷新改善ヲ図ルコト
 - (七) 家庭生活上必要ナル科学的教養訓練ヲ行フコト
- 三 家庭教育ニ関スル講座、講習、講演等ヲ整備充実シテ其ノ普及徹底ヲ図ルコト
講座、講習、講演等ハ其ノ教育内容、場所、時期、期間、指導者等ニ付計画性ヲ有セシムルコト
- 四 家庭教育資料ノ刊行其ノ他文書ニ依ル指導ニカムルコト
(五以下は省略—筆者)⁸

この要綱案について全体を通じての意見を聞く形で審議が開始された。まず野村益三から、敬神崇祖のあり方に関する質問がなされ、それについての議論が会議の終盤まで交わされることとなった。これに対して、下村宏は要綱案に補充したい事柄があるとして、「公共道徳ト云フコトヲ家庭教育ノ時ニモ滲込マセルト云フコトガ必要ダト思ヒマス、僕等ノ子供ノ時分ノ家庭教育ニ比ベテ近頃ノ家庭教育ハ子供ヲ甘ヤカシ過ギテ、人様ニ迷惑ヲ掛ケルトカ、ソレハドウダト云フ方ノ躰ト云フモノハ私ハ足りヌト思フ」と提案している。それを、「今日実ハ僕ガ電車デ体験シタケレドモ、高等女学校ノ生徒ガ団体デ乗ツテ居ツテソレニハ先生モ附イテ居ツタ、ソコヘ婦人ガ荷物ヲ持ツテ子供ヲ抱イタノガ乗ツテ居ル、ソレモ一人ヤ二人デハナイ、ソレデ一人モ席ヲ空ケル者ガナイ」と卑近な実体験を基にして主張する。そして、議論の中心となっていた敬神崇祖の問題に関しては、「少シソレガ行き過ギテ居ル場合ガアル」と指摘し、その問題よりも子どもの躰を厳しくして公共道徳の考えを家庭教育から大事にしなければならないことを強調してほしいとしている（整理委員会、18輯、73-4ページ）。

この下村宏の発言に対し、下村寿一は「私ハ家庭教育ニ関スル要綱案ノ取扱ニ付テ少シ卑見ヲ申上ゲタイ」として次のように問題提起を行った。

我ガ国ニ於テハ家庭教育ト云フモノヲ是マデ教育制度ノ中ニ取込ンデ居ラヌノデスナ、教育行政ノ範囲内ニハ入ツテ居ラヌモノデ、是ハ学校ヤ図書館其ノ他ノ社会教育トハ別ノモノデスガ、之ヲ見ルト、何カ家庭ト云フモノヲ我ガ国ノ教育制度中ニ包含スルヤウナ意味ガ入ツテ居ルヤウニ思フノデスネ、サウナルト是ハ非常ニ大キナ問題デ、一ツノ公ノ教育機関ト見

ルト云フコトニナルト、是ハ余程考ヘテ見ナイト直チニ賛否ヲ決シ難イ問題デアル、ダカラサウ云フ点ハ此ノ会ノ決議トシテハ触レナイコトニシテ、先刻下村サンノ御述ベニナリマシタヤウナ家庭教育ヲ如何ニシテ振興スベキカト云フ手段方法、サウ云フコトヲ講ズルノハ教育行政ノ範囲内ニ無論入ツテ来ルト思フノデス、デアリマスカラサウ云フコトダケニ致シマシテ、家庭教育ハ左ノ趣旨ニ依ツテ行フトカ何トカ云フ国民学校令第一条、青年学校令第一条ト云フヤウナコトハ此処デハ考究シナイ方ガ宜イノデハナイカ、斯様ニ思フノデス、之ヲ言ヒ出スト非常ニ沢山ノコトガ必要ニナツテ来ル、下村サンハ公共道德ダケノコトヲ仰シヤイマシタガ、他ニモ色々言ヒタイコトガアル、然ルニ家庭教育ト云フモノハ教育制度ノ一ツノ機関ト見ル訳ニハ行カヌモノデスカラ、サウ云フ細カイ内容ニ立入ツテ此ノ審議会デ決議ヲスルト云フコトハ、我が国ノ教育制度並ニ其ノ内容ニ付テ審議スルノガ此ノ会ノ権限範囲デアリマスガ、ソレヲ乗越シテ余リニ細カイ所マデ入ツタヤウナ感じガスルノデ、一ツ此ノ家庭教育ニ関スル要綱案ノ取扱ヲ最初ニ決メテ戴キタイ、斯ウ云フ考ヘヲ持ツテ居リマス(同前、80ページ)、

家庭教育はこれまでは公教育制度の機関としては位置づけられていなかったにも関わらず、要綱案は家庭を「公ノ教育機関」と見なして国民学校令のような形式で教育内容にまで立ち入って規定しようとしている、それは家庭教育の制度上の位置づけの変更という直ちに賛否を決することができない難しい問題を含むものであり、また教育審議会の権限範囲を越えることになってしまう、したがって審議会では家庭教育振興の方法・手段だけの議論にとどめ、教育内容に立ち入って決議するのは避けたほうがいい、要綱案の具体的な事項の検討に入る前に要綱案の取り扱いについて先ず決めるべきであるというのである。

下村寿一はこの問題提起に続けて、「序ニ申上ゲマスガ」として質問の形で次のような問題提起もしている。

今度ハ文部省ノ予算モ取レタサウデアリマスガ、是ハ個々ノ家庭ニ立入ツテ斯ウセイ、アアセイト言フノデハナイ、家庭教育ト云フモノノ振興ヲ講ズル予算ダト思ツテ居リマスガ、ソコハドウデス、其ノ区別ガ洵ニ曖昧ナ点ガアリマス、ケレドモ例ヘバ各家庭ニ督学官ガ行ツテアアセイ斯ウセイト云フコトハ無論御考ヘニナツテ居ナイト思ヒマスナ、其ノ考ヘ方ノ「ポイント」ヲ決メテ置カナイトイカヌト思ヒマス(同前、80ページ)、

文部省が取った予算について、その用途を家庭教育振興の範囲内にとどめるのか、個々の家庭に督学官が入って指導・干渉をすることにまで拡げるのか、その限界を設定しておくべきだというのである。

これに対し、佐々井信太郎は「今御話ノヤウニ家庭ノ中ニ無論入り込ム訳ハナイト思フノデスガ」(同前、81ページ)と述べ、個々の家庭の教育に文部省が干渉をすることは当然あり得ないだろうとしている。

田中穂積は、「私ハ下村サント考ヘガ違フ」として次のように反論している。

家庭ハ無論学校ト違フノデス、視学モ督学官モ来ナイコトハ勿論デスガ、歴史的ニ考ヘテ見テモ家庭ト云フモノハ教育ノ唯一ノ機関デアツタ時代ガアル、段々文化ガ進ンデ学校ト云フモノガ出来タ、人格ノ修養ハ今日ト雖モ家庭デナスト云フコトハ論ヲ俟タナイ、随テ家庭教育ト云フモノハドウ云フ風ニシテ其ノ充実ヲ図ルカト云フコトヲ教育審議会ガ論ズルト云フコトハ当然デ、之ヲ措イタラ殆ド教育ノ非常ニ大切ナ部分ヲ目ヲ瞑ツテシマフト云フコトニナルノデ、一体要綱案ヲ拝見シマシテモ、一番初メノ書出シカラガ品性トカ人格ト云フモノハ此処デ据エラレルノダト云フ大切ナ出発点ダト云フコトヲ寧口強調スル必要ガアルト思フ

ノデス（同前）、

田中は、家庭教育には督学官などが介入してくることはないとした上で、家庭教育の人格修養の場としての重要性を指摘して、教育審議会がその充実策を論じるのは当然であるとしている。下村寿一が提起した家庭教育の内容にまで踏み込んで議論するべきではないという問題には触れていないのである。

この発言を受けて下村寿一は、田中穂積に反対するわけではないと断って、「教育ノ制度トシテ此ノ教育審議会デ論議スベキカドウカ、教育審議会ハ教育ノ制度並ニ内容トスウアツタヤウデスガ、結局御聴キスル所ハ、家庭教育ヲ其ノ中ニ閉込メテヤルカドウカト云フ問題」であると改めて指摘する。そして、「家庭教育ノ振興ヲ図ルト云フコトハ無論教育制度、教育行政ノ一分野トシテ十分ニ考究セネバナラヌノデアルガ、家庭教育ノ内容ト云フト制度ノ内容ト云フコトトピツタリ来ナイヤウナ感ジガスルノデ、・・・（中略―筆者）大イニ家庭教育ヲ振興セネバナラヌノデスケレドモ、其ノ内容マデ立至ルベキカドウカ、其ノ点ハ少シ疑義ガ存スルカト思フ」（同前）と述べている。教育制度として位置づけられていない家庭教育に関しては、家庭教育の振興策はその方法・手段に限定して、教育内容と切り離して論ずるべきではないかという問題提起である。

これに対して、田中は「如何ニシテ家庭教育ヲ振興スベキカト云フコトヲ論ズルノデアリマセヌカ」（同前）と応答している。家庭教育振興の方法・手段と教育内容とを分けて論じるべきだという問題提起が理解されていないのである。

社会教育局長額額弥三が下村寿一の前算についての質問に答えて、「家庭ニ飛込シテ云フノデアナクシテ、家庭教育ノ振興ヲ図ルト云フ意味合ノモノ」であるとし、その内容は講習を行うことや、資料を蒐集することが主になっていると説明している（同前、82ページ）。文部省としては、個々の家庭の教育に干渉する意志はないというのである。また、要綱案の作成の経緯について、「大体是ハ御承知ノヤウニ此ノ委員会ニ於テ各委員カラ御意見ヲ述ベラレマシタモノヲ拾ヒ集メテ作ツタノデアリマス・・・（中略―筆者）此ノ要綱案ハ必ずシモ私共ハ予算ヲ編成シタ建前カラ立案シタト云フ訳デハナイノデアリマス」（同前）と述べている。下村寿一の、要綱案が家庭教育の内容まで規定して家庭を公教育の機関であるかのように扱っているという指摘に対して、それは文部省側の方針に基づいてのものではないと弁明したのであろうか⁹。

下村寿一の問題提起に発した議論は、整理委員会委員長林博太郎の次のようなまとめで収束させられる。

下村委員ノ御意見ト田中委員ノ御意見ト別ニ齟齬シテ居ル訳デハ決シテナイデセウカラ、マアサウ云フ意味デ制度ト云フコトヲヤカマシク言ヘバ問題ニナルカモ知レマセヌガ、家庭教育振興ト云フコトヲ社会教育ノ一部トシテ文部省ガヤツテ行クト云フコトニ付テ吾々が論議スルコトハチツトモ差支ナイト思ヒマス、要スルニ家庭教育ニ関スル要綱案ガ折角纏マツテ居リマスカラ、之ヲ此ノ次マデニ能ク御覧ヲ願ヒマシテ、尚ホ全体ニ付テ述ベテ戴イテ、此ノ次カラ逐条審議ニ入リタイト思ヒマス（同前）、

家庭教育を公教育制度の一機関としてみなして教育内容を含めて議論していくことの是非の問題は棚上げされ、要綱案に即して議論していくこと、すなわち内容を含めて家庭教育の振興策を議論していくことが確認されたのである。下村寿一はこの林博太郎のまとめに対して反論することはなく、第24回整理委員会は終了している。下村寿一の提起した問題の意図は、林、田中、佐々井など委員会のメンバーには十分理解されなかったのである¹⁰。では、なぜそれが伝

わらなかったのであろうか、次節で検討してみよう。

2. 下村寿一の問題提起の意味

下村寿一の問題提起で田中などに伝わらなかったのは、家庭教育の振興策を教育内容にまで立ち入って議論し決議することの問題性であった。それは下村寿一の「大イニ家庭教育ヲ振興セネバナラヌノデスクレドモ、其ノ内容マデ立至ルベキカドウカ、其ノ点ハ少シ疑義ガ存スルカト思フ」との意見に対して、田中が「如何ニシテ家庭教育ヲ振興スベキカト云フコトヲ論ズルノデハアリマセヌカ」と応答し、林が「制度ト云フコトヲヤカマシク言ヘバ問題ニナルカモ知レマセヌガ」と述べていることに端的に表されている。田中や林は、家庭教育の内容を規定した家庭教育の振興策を作成することがなぜ問題となるかを理解していないのである。

そのことを下村寿一はどのように説明していたであろうか。下村は2つの問題点を指摘していた。第1は、これまで公教育制度の機関として位置づけられていなかった家庭の教育を、「公ノ教育機関」とみなすことの問題である。第2は、公教育制度としての位置づけを持たない家庭教育を教育審議会で審議するのはその権限範囲をこえているという問題である。これら2つの問題点は、教育制度上の位置づけあるいは審議会の権限範囲という形式上の問題を指摘するという形で提起されている。第1の問題点については「一ツノ公ノ教育機関ト見ルト云フコトニナルト、是ハ余程考ヘテ見ナイト直チニ賛否ヲ決シ難イ問題デアル」と述べるのみである。なぜ「公ノ教育機関」と位置付けて教育内容を決議してはいけないのか、それをすることが実際の家庭の教育にどういう問題を生じさせることになるのかは、『会議録』を見る限りでは具体的には説明されていないのである。むしろ、「之ヲ言ヒ出スト非常ニ沢山ノコトガ必要ニナツテ来ル」と細々とした議論になってしまうという手続き的な理由にとどまっているのである。「家庭教育というすぐれて私事性をもつものに対し、国家がその内容にまで介入することの是非の問題」にまで具体的に踏み込んではいないのである。形式面での問題提起にとどまり、私事性の本質にまで踏み込んだ問題提起ではなかったことが理解を得られなかったことの要因であったと思われる¹¹。また、第2の問題点に関しては、「教育ノ制度トシテ此ノ教育審議会デ論議スベキカドウカ、教育審議会ハ教育ノ制度並ニ内容トスウアツタヤウデスガ、結局御聴キスル所ハ、家庭教育ヲ其ノ中ニ閉込メテヤルカドウカト云フ問題」、「家庭教育ノ内容ト云フト制度ノ内容ト云フコトトピツタリ来ナイヤウナ感ジガスル」と述べている。それは、教育審議会に対する諮問事項を、既存の教育制度に属する教育機関の教育内容の検討と解釈しての指摘と思われる。教育審議会の課題が「教育内容」改革に力点が置かれていたとしても、「教育制度」そのものの改革も対象であったはずであり¹²、下村寿一は審議会の権限範囲を誤解に基づいて狭く解釈しているようである。このような審議会の権限を狭く解釈しての主張も、他の委員に意図を伝わりにくくさせた要因と思われる。

下村寿一の問題提起は、形式面からの主張であったが、彼の発想の中に家庭教育の私事性擁護の観点はなかったのであろうか。前節で引用したように、彼は予算に関連させて、個々の家庭教育への督学官の介入・干渉を防止するための言質を文部省当局から得ようとしていた。個々の家庭の教育に国家が直接的に介入することを非とする発想はあったのである。このことと考え合わせて見ると、家庭を公教育の機関として位置づけ、国家がその教育内容を規定することによって、国民学校や青年学校のように、その実行如何が国家によって点検されその統制の下に置かれることになることを予想し、それに対して否定的な判断をもっていたことが推測されるのである。ただしそれは、教育内容を決議することの問題性を主張する論拠として直接には

表明されていない。家庭教育の私事性擁護の観点は間接的に表明されているに過ぎないのである。

また、それは個々の家庭教育に国家が直接的に介入することを排除するという限定的な観点に止まっている。家庭教育の私事性だけでなく「私事性」、「個人としての自由」一般の抑圧・否定は、必ずしも国家の直接的干渉や圧力が個人に及ばなくとも行われ得るものである。それは、この議論が行われていた同時期において、国民は相互監視の網の目に組み込まれ国家の施策に同調せざるを得ない状況が作られていくことで、私事性や個人としての自由が抑圧・否定されていったことによくあらわされている。権力の発動に連動した同調圧力が国民の間で働くのである¹³。国家からの間接的な圧力・干渉による私事性の抑圧・否定である。個々の家庭に督学官が直接的に介入しなくとも、国家が教育内容を規定して家庭教育を振興させようとすることで私事性が否定されていくことはあり得るのである。下村寿一はこのような形での私事性の否定を排除しようとしたのではない。彼が直接的に表明したのは、個々の家庭への国家の直接的な介入の排除という、家庭教育の私事性のいわば限定された擁護なのであり、佐々井信太郎や田中穂積が当然なこととして賛意を表明したのもこの擁護論である。

3. 下村寿一の問題提起のその後の審議への影響

下村寿一が家庭教育の私事性の限定的な擁護についての問題提起を行ったことは、その後の整理委員会での議論に2つの影響を与えることになった。

第1は、国家が個々の家庭の教育にまで規制を加えることに対して、一定の歯止めをかけようとする動きを生み出したことである。たとえばそれは、家庭教育の内容を規定する要綱案第2項「家庭教育ハ左記趣旨ニ依リテ行フコト」についての議論に表れている。第25回整理委員会において、田所美治は、「是ハ、『左記要綱ニ留意シ』位デハドウデスカ、俺ノ家庭デハモツト良クヤツテ居ルゾト云フノモアリマスカラ、要綱ニ留意スルコトト云フヤウナコトニシタラドウデスカ」（整理委員会、18輯、88ページ）と提案している。すべての家庭に強制せず個々の家庭で選択できるような表現に修正しようとしているのである。これに対して、林博太郎は「注意スルコトノ方ガヨクハアリマセヌカ、留意ト云フトシナクテモ宜イカモ知レマセヌネ、要綱ニ注意スルコト、注意ノ方ガ留意ヨリモ重イデセウ、留意ト云フトチヨツト気ニ掛ケレバ宜イノダカラ」（同前）と、「留意」よりも「重イ意味」の「注意」に変えるように提案した。この議論は、第26回整理委員会、田所美治の「余リ『目的トスルコト』『要綱トスル』ト云フヤウニヤルト、学校トカ『インスチテュート』ミタイナモノニ国家ガ命令スルコトニナルカラ、家庭ニ対シテハ少シ軟カイ文字デ指示事項トカ注意事項トカ云フコトガ宜クハナイカト云フノデスウナツタノデス」との説明により、「家庭教育ニ於イテハ左記事項ニ留意スルコト」（同前、120-1ページ）として確定され決着がついた。田所提案の線により強制力の弱い表現で合意が得られたのである。

第2の影響は、教育内容を含めて家庭教育の振興策を議論し決定することを、逆に問題なしとして合理化したことである。第24回整理委員会での下村寿一の問題提起に対して、田中穂積は「学校デナイカラ視学ヤ督学官ノ行カヌコトハ論ヲ俟タナイノデアリマスケレドモ、当然教育審議会ガ論ズベキコトハ論ヲ俟タナイト思フノデアリマス」（同前、81ページ）と応じ、林委員長は「制度ト云フコトヲヤカマシク言ヘバ問題ニナルカモ知レマセヌガ、家庭教育振興ト云フコトヲ・・・（中略—筆者）吾々ガ論議スルコトハチツトモ差支ナイト思ヒマス」（同前、82ページ）とまとめている。視学・督学官が個々の家庭教育に介入しないのだから、教育内容

を含めて議論して決定しても問題はないではないかというのである。私事性の限定的な擁護の確認がなされることで、家庭教育の内容を確定するための議論がしやすくなったのである。問題提起をした当の下村寿一も、25回以降の会議で教育内容についての議論に積極的に参加し事項の追加を提案していくことになる。

Ⅲ 家庭教育の私事性否定の論理

家庭教育の私事性否定の論理を構成する第1の要素は、前節で見た私事性の限定的な擁護論である。それは、個々の家庭の教育に直接介入しないということを確認することで、家庭教育の内容についての議論を行いやすくさせる効果をもたらした。そして、家庭教育の内容について決定をすることによって、国家の間接的圧力・干渉による私事性否定への道を開くものとなるのである。

第2の要素は、家庭の教育力が低下しているという現状認識である。これは前に引用した下村宏の発言のように身近な例を出して語られるがために否定しがたい事実として映り、看過できない問題として意識されることになる。第19回整理委員会において、林博太郎が体験に基づいて「今日家庭教育ト云フモノハ下等社会ニハ殆ドナイ」と発言したのに続けて、野村益三が子どもの墓場荒らしの例を出して取り締まりの必要性をのべた（整理委員会、17輯、163-4ページ）。そして、穂積重遠は同じ町内に住む伊勢丹の社員に聞いた話として、伊勢丹での子どもの万引きが増えている事実を次のように語っている。

ソレガ貧乏ナ家庭ノ子供モアルケレドモ、サウデナク相当ナ家庭ノ子供デ万引スルモノガ非常ニ多イト云フ・・・（中略—筆者）兎ニ角近頃ソレガ著シク多イ、ドウモ段々殖エル傾向ガアル・・・（中略—筆者）家庭教育カ学校ノ責任カ何処ノ責任カ分リマセンケレドモ、サウ云フコトハ矢張り根本ハ家庭ナドデ考ヘナケレバナラヌト思ヒマス（同前、164ページ）、青少年の逸脱行動の責任は家庭に負わされ、家庭教育の機能強化に向けての指導が求められることになるのである。

第3の要素は、家庭教育を人格形成の基礎をになう重要な教育とみなす意見である。それは一般論として受け容れられやすい意見であり、整理委員会の多くの委員の共通認識となったものである。上述の、家庭の教育力低下が青少年の犯罪の増加をもたらしているという発言に続けて、田中穂積は、「色々御話ヲ伺ヒマシタガ、家庭教育ハ何ト言ツテモ非常ニ大切ナル教育デアルニ相違ナイ、人格ノ基礎ガソコニ備ヘラレル訳デアリマス」（同前、165ページ）と家庭教育の重要性を述べている。そして、前に引用したように、第24回委員会において下村寿一の問題提起に対する反論として「一番初メノ書出シカラガ品性トカ人格ト云フモノハ此処デ据エラレルノダト云フ大切ナ出発点ダト云フコトヲ寧ロ強調スル必要ガアル」と、提案することになる¹⁴。この提案は第25回・26回整理委員会において田所美治、林博太郎、下村寿一、松浦鎮次郎、佐々井信太郎らによって賛成され、目的に関する項目の冒頭に「家庭教育ハ子女育成ノ基礎タルヲ以テ」という文言を入れることで最終的に合意が形成された。また、第31回整理委員会において、教育内容に関する項目二（四）の嫉の事項が色々な委員からの提案によって5項目に増えたことに関して、特別委員会委員長田所美治によって多すぎるので2つぐらいにしてはどうかという提案がなされた。これに対して、穂積重遠は、「家庭教育ハ一番大事ノ問題デアリマスカラ、マア色々並ベタ方ガ宜イト思ヒマス」と反論し、減らさないことで合意された（整理委員会、18輯、329-30ページ）。すなわち、家庭教育は重要な教育なのだからその教育内容をしっかりと示しておくべきだということである。穂積は上記のように青少年の逸脱行動

の責任を家庭に求めている。家庭の教育力低下という現状認識の下では、家庭教育は重要だとする意識がその教育内容にまで踏み込ませるのである。

第4の要素は、一般の家庭に対する不信感である。家庭の教育力が低下しているという現状認識の底には、一般家庭に対する不信感が存在している。第24回整理委員会において、「僕等ノ子供ノ時分ノ家庭教育ニ比ベテ近頃ノ家庭教育ハ子供ヲ甘ヤカシ過ギテ」いると述べた下村宏は、第31回の会議において「斯ウ云フヤウニ家庭教育ハシナケレバイカヌト云フ準繩尺度ヲ示サヌト、今ノ家庭ノ主婦ハ教育ドコロノ騒ギデハナイ、本人達ガ『ゼロ』デアルカラ……相当教育アル人デモサウナノデアル、チヨット電車ニ乗ツテモ何処ノ家へ行ツテモ分ルガ、實際家庭教育ハドウスレバ宜イカト云フヤウナコトヲ心得テ居ル主婦ト云フモノハ第三階級ニハ殆ドナシ」（同前、340-1ページ）と述べている。「第三階級」から「相当教育アル人」まで家庭教育はどうあるべきかを心得ている親はいないと不信感を露わにしている。前述のように林博太郎も「今日家庭教育ト云フモノハ下等社会ニハ殆ドナイ」と、特に貧困階層に対する不信感を述べていた。家庭教育はどうあるべきかについての考えを持たない親には、家庭教育の「準繩尺度」すなわち本旨と教育内容の基準をしめしてこれに従わせるしか手だてはないというのである。

第5の要素は、委員達の心の中にある指導者意識である。下村宏や林博太郎は特に貧困階層に対しての不信感を持っていた。二人には貧困階層においてはなぜ家庭教育が成立しないのかを、彼らの生活に即して考えそれに対応した対策を立てるという発想はない。一律に家庭教育の基準を提示してこれに従わせるという発想なのである。それは、貧困階層の立場に降り立って考え対策を立てるということではなく、自らを高い立場に置いて彼らを導いていくという意識、すなわち指導者意識によって支えられた発想なのである。一般の家庭に対する不信感と指導者意識が、一律の基準を定めてこれに従わせるという統制的な発想を生み出すのである。ところで、第31回整理委員会において、下村寿一はそれとは少し異なる発想の意見を述べている。会議において『東京日日新聞』社説「家庭教育の振興」が紹介された。それは、教育審議会の「家庭教育ニ関スル要綱案」を批評して、家庭教育の留意事項はもっともな内容だが、問題はいかにして家庭教育に対する国民の意識を高めその実効をあげるかにあると主張するものであった。これを聞いて下村寿一は、「是ハ利弊アルノデスケレドモ、『アメリカ』辺リデ『ビジティンク・ティーチャー』ヲ設ケテ居ル所ガアル、学校ノ先生ガ行ツテ家庭ノ世話ヲスル……（中略—筆者）訪問教員ノ制度モ考ヘテ見ルコトハ宜イト思ヒマス」（同前、343-4ページ）と提案している。林博太郎から逆に「家庭ノ中マデ入り込ムト云フコトハドウデセウカ」と突っ込まれるが、「余り入ルコトハ何デセウガ、下層階級ノ家庭ナドデハ、親父モ工場ヘ行ク細君モ工場ヘ行ク、内職ヲ専念シテ、子女ノ教育ナド全ク顧ミナイ、ソコヘチヨイチヨイ廻ツテ教育上ノ『アドヴァイス』ヲ与ヘタリスルト云フヤウナ意味ノモノ」と紹介し、さらにその家庭教育振興上の有効性を主張している（同前、344ページ）。この提案は佐々井信太郎によって賛成されるが、経費や教員の多忙などの問題を指摘され取り入れられることなく終わっている。下村寿一の発想は、貧困層の家庭教育が成立しない事情を考慮してその対策を立てようとするものである。貧困家庭に家庭教育の一律の基準を示しても、それを実行に移す条件は彼らにはない。それぞれの家庭の状況に応じた助言・援助を与えることが必要になるのである。ただしそれは、下村寿一自身が「利弊」があるとのべ、林委員長によって指摘されているように、個々の家庭の教育への介入となる可能性をも持つものである。介入とならない助言・援助とはどうあるべきかは家庭教育の私事性擁護において重要な課題である。しかしながら、教育審議会に

においてはそこまで議論する視点は、私事性の限定的擁護の意識に阻まれてか提示されなかった。

第6の要素は、家庭教育振興の必要性を国家的観点から論ずる主張である¹⁵。これは、教育審議会への諮問事項についての「説明」に「国運ノ伸暢ヲ図ルニ必要ナル方策ヲ求ム」¹⁶とあるように、審議会での議論の原点に基づくものである。したがって、この観点からの意見は主に文部省など行政の側から出されている。第19回整理委員会において、文部省社会教育官栗林信朗は、「本省ト致シマシテハ特ニ時局下ニ於キマシテ家庭ニ於ケル子女ノ教育ト云フモノヲ特ニ重視シタイ考デ」あり、そのために文部省内に「家庭教育研究会」を設けて家庭教育の本旨を研究しているとして、その研究項目案と意図を説明している。

家庭教育ノ本旨ト云フモノヲ研究スル、詰リ家庭教育ト云フモノハ日本ノ家族制度ニ基キマシテ、家庭ソレゾレノ家風ト実生活トノ間ニ子女ヲ教育シマシテ国民教育ノ根柢ヲ培フ……

(中略—筆者)日本人ノ家ニ関スル所ノ観念、例ヘバ家族制度ノ美風或ハ欠点ト云フヤウナコトモ研究致シマシテ、家ニ対スル所ノ日本人ノ持つ正シイ観念ト云フモノヲ強調シテ行キタイ、又其次ニハ勿論家ノ問題ト関連致シマスガ、祖先崇拜ノ風ヲ家庭ニ注入スル、之等ヲ通ジテ小サキ魂ニ国体観念ヲ十分ニ涵養セシメル、サウ云フ点ニ特ニカヲ入レナケレバナラスト云フコトヲ考ヘテ居ル次第デアリマス(整理委員会、17輯、147-8ページ)、

また、文部省からこの回に提出された社会教育局のパンフレット「時局下ニ於ケル家庭教育ノ振興ニ就テ」には、「健全ナル家風ヲ樹立シ、国家興隆ノ根基ヲラシムルコト」、「時局ニ関スル適正ナ認識ヲ得サセ、母トシテノ自覚ヲ深メル」(同前、169ページ) ことなどが挙げられている。文部省においては、家庭教育を「国家興隆ノ根基」として位置づけ、家庭において健全な家風を樹立して、家族制度に基づいた教育をおこない、祖先崇拜の念を形成することを求めているのである。家庭教育を国家興隆の根基とする考えには、第3の主張を換骨奪胎した論理が援用されている。1930(昭和5)年の文部省訓令「家庭教育振興ニ関スル件」には、「国運ノ隆替風教ノ振否ハ固ヨリ学校教育並社会教育ニ負フ所大ナリト雖之カ根柢ヲナスモノハ実ニ家庭教育タリ、蓋シ家庭ハ心身育成人格涵養ノ苗圃ニシテ其ノ風尚ハ直チニ子女ノ性行ヲ支配ス」¹⁷と書かれていた。家庭教育は「人格涵養ノ苗圃」として人格形成の基礎を担うがゆえに、国運の隆替は家庭教育の如何にかかってくることになる。そして、教育審議会においては、この「人格涵養ノ苗圃」を「国民道徳涵養ノ苗圃」に置き換えることで、より直接的に国家興隆の役割が家庭教育に求められることになる。第51回特別委員会において、社会教育局長田中重行は、文部省の家庭教育の施策を説明して次のように述べている。「家庭教育ハ我国ノ家族制度ニ根源ヲ置キマシテ、之ヲ以テ我が国民ノ国民道徳ノ苗圃トシテ其ノ家庭ノ機能ヲ十分發揮サセマスルヤウニ、家風ヲ興シ其ノ家庭内ニ於キマスル教育ヲ振興シテ参リマスコトガ必要デゴザイマス」(特別委員会、12輯、8ページ)。家庭教育は、人格形成一般という「人格涵養ノ苗圃」としてではなく、「国民道徳ノ苗圃」として国民道徳形成の基礎を担うがゆえに「国家興隆ノ根基」と位置付けられるのである。ここから文部省は家庭教育の方針を具体的に確定し、その指導・統制に乗り出そうとするのである¹⁸。第19回整理委員会で文部省が示した家庭教育の本旨および内容は、第24回整理委員会に提出された「家庭教育ニ関スル要綱案」の家庭教育の目的についての項目一、趣旨についての項目二(一)(二)(三)として盛り込まれている。これらの項目は、審議において前述のように項目一の冒頭に「家庭教育ハ子女育成ノ基礎タルヲ以テ」が挿入されたほかは、基本的な修正はなされなかった¹⁹。それは、委員の間に家族制度に基づいた家庭教育の重要性と家庭教育の国家興隆に果たす意義についての共通認識があったからである。文部省が作成した社会教育に関する答申の前文案の家庭教育についての文章、

「家族制度ハ我が国体ノ基ヅク所ナレバ其ノ美風ヲ振起シ家庭教育ノ本義ヲ発揚セシムルハ、学校教育並ニ社会教育ノ効果ヲ完ウシ国家興隆ノ基礎ヲ成ス所以ナルヲ以テ之ガ緊要適切ナル指導方針ヲ策定シ、其ノ実現ニ必要ナル施設ヲ速カニ整備拡充スルノ必要アリ」は、第31回整理委員会において次のような扱いを受けた。まず、田所美治から家庭教育の重要性を国民に認識させる文章を追加する提案がなされ、それが取り入れられることになった。この提案を受けて下村寿一は、「『学校教育並ニ社会教育ノ効果ヲ完ウシ』ト言フト、ヤハリ主タルモノガ学校教育社会教育デ、家庭教育ハソレヲ補フ補完的ナモノダト云フヤウナ意味ニナリマスナ」と批判して、穂積重遠、香坂昌康、林委員長によって賛成されその文章を削除することとなった。また、関屋竜吉が「家族制度ハ我が国体ノ基ヅク所」の「基ヅク」を問題とし、穂積重遠、田中穂積、下村寿一等によって家族制度と国体とは「密接ナル関係」、「不離ノ関係」にあるものだという指摘がなされ、関係についての文章は削除されることになった。上述の文章は、「我が家族制度ノ美風ヲ振起シ家庭教育ノ本義ヲ発揚セシムルハ、国家興隆ノ基礎ヲ成ス所以ナルヲ以テ、国民ヲシテ其ノ重要性ヲ認識セシメ、之ガ緊要適切ナル指導方針ヲ策定シ・・・(後略一筆者)」という表現で確定したのである(整理委員会、18輯、358-60ページ)。家族制度に基づいた家庭教育と家庭教育の国家興隆に果たす重要性が、より簡潔に強調された表現となったのである。文部省との間で家族制度と国体との関係について認識の違いはあったものの、家族制度に基づいた家庭教育と家庭教育の国家的意義の重要性についての認識は委員の中にも共通に存在していたのである。

ただし、委員の側から家庭教育の国家的意義を正面に掲げて、家庭教育の振興やその教育内容を主張する意見が出されることは多くはない。第19回整理委員会において、佐々井信太郎は、「家庭教育ノ内容ノ問題デアリマスガ、ソレハ信念ヲ固メルコト、是ハ国民学校ニ付テ盛ニ研究サレ纏ツタモノデアリマスノデ申上ゲル必要モナイト思ヒマスガ、所謂雄渾ナル気魄ノ魂ヲ入レナケレバナラスト云フコトデアリマシテ、是ハ日本人ヲ作ル基本デアリマス」(同前、17輯、160ページ)と提案している。穂積重遠が「雄渾な気魄」の形成を「大国民の錬成」と言い換えているように(同前、162ページ)、大東亜共栄圏における指導的国民としての精神を家庭教育で形成しておくべきであるというのである。国家的な観点から家庭教育の内容を提案する発言である。しかしながら、第24回整理委員会に文部省作成の「家庭教育ニ関スル要綱案」が提示されてからは、要綱案の中の過剰な国家主義的表現を抑制しようとする意見が出るようになる。第25回整理委員会において、項目二(四)「皇国ノ子トシテノ躰ヲ重視シテ」という文言を、関谷竜吉が「皇国ノ子ト云フノハワカシイコトハアリマセヌカ」と問題にし、「余リ神ガカリニナラヌヤウニシテ戴キタイ、子女ノ躰ヲ留意シト云フコトデ宜イヂヤアリマセヌカ」(整理委員会、18輯、89ページ)と提案している。林博太郎も「余リサウ云フコトノ為ニ家庭教育ガ疎カニサレテハ困ル、一ノ中ニ皇国ノ道ニ則リトアリマスカラ、此処ニハナクテモ宜イヂヤアリマセヌカ」と発言して、田中穂積と田所美治の賛成を得て「皇国ノ子トシテノ」が削除され「子女ノ躰ヲ重視シテ」という表現に修正されることになった(同前)。同様な議論は、第26回委員会において項目一をめぐって行われている。第3の要素でみたように、家庭教育は人格形成の基礎であるという趣旨の文言を項目一の冒頭に追加する提案がなされた。文部省はこの提案にそった修正案「家庭教育ハ重大ナル子女育成ノ基礎タルヲ以テ皇国ノ道ニ則リ我が国家制度ノ美風ヲ振起シテ家生活ヲ充実シ健全有為ナル子女ヲ薫陶スルヲ以テ趣旨トナスコト(同前、115ページ)」と、「別案」「家庭教育ハ皇国ノ道ニ則リ我が国家制度ノ美風ヲ振起シ家生活ヲ充実シ健全有為ナル子女ヲ薫陶シ国民育成ノ根基ヲ培フヲ以テ本旨トナスコト(同

前、116ページ)」を作成して第26回委員会に提示した。林博太郎はこれら2案に対して、前者では家庭教育の人間形成「子女育成」に対する役割が強調され、後者では「皇国ノ道」に則ることが強調されることになることと指摘し、穂積重遠の「原案ノ方ガ宜イデセウ」という意見で前者（「原案」）が採用されることになった（同前、120ページ）。林、穂積、田中、田所等の委員は、家庭教育に国家主義的発想が過剰に入り込むことで、人間の基礎形成という家庭教育本来の役割が十分に発揮できなくなってしまうことを抑止しようとしていたのである。彼らは、家庭教育に対してその本来の役割を十分に果たすことを求め、同時にその国家興隆に果たす役割をも果たすことを求めているのである。文部省側の家庭教育に対して国家興隆に果たす役割を直接的に発揮することを求める発想と、委員の側の家庭教育本来の役割と国家的役割を同時に発揮することを求める発想とが結合して家庭教育の目的と内容を明記した振興策が成立したのである。

おわりに

教育審議会における家庭教育の振興策の審議過程を検討し、家庭教育の私事性否定の論理を明らかにしようとした。その論理を構成する要素は次の6つであった。

- ①家庭教育の私事性の限定的な擁護論。
- ②家庭の教育力が低下しているという現状認識。
- ③家庭教育を人格形成の基礎をになう重要なものと位置づける主張。
- ④一般の家庭に対する不信感。
- ⑤自らを高い位置に立たせようとする指導者意識。
- ⑥家庭教育の振興を国家的な観点から考える発想。

以上の6要素の関係は次のようになる。①の私事性の限定的擁護論が提起され確認されることで、その後の家庭教育振興についての議論をその方法・手段に限定せず、家庭教育の目的・内容にまで踏み込ませることを可能にさせた。すなわち、①は②③④⑤⑥の立場の議論の前提となるものであったのである。そして、議論の出発点の一つとなったのが、②の家庭の教育力低下という現状認識である。それは卑近な例を出して説かれるがゆえに委員の共感を呼び、青少年の逸脱行動の原因を家庭に帰させることになる。そこから、③の人格形成の基礎という家庭教育の本来の重要性を主張する意見が導き出され、委員の間にそれについての共通認識が形成される。②の家庭の教育力低下という現状認識の底には一般の家庭に対する不信感④が存在し、家庭教育は非常に重要なもの③であるにもかかわらず彼らにはその自覚がなく責任を果たそうとはしないとみなす。それゆえにこそ、⑤自分たちが指導者として家庭教育の目的・内容を規定した基準を作って彼らを導いてやらなければならないとするのである。また、⑥の国家的発想は教育審議会の審議の原点であり、議論のもう一つの出発点である。それは③およびそれを變形させた論理によって家庭教育の国家的重要性を導き出し、②の家庭の教育力低下を根拠に²⁰、家庭教育に対する指導方針を確定し統制に乗り出させるのである。

-
- 1 中谷彪『教育基本法の世界—教育基本法の世界と改正論批判—』溪水社、2003年、79ページ。
 - 2 清水康幸、前田一男、水野真知子、米田俊彦編『資料 教育審議会（総説）』野間教育研究所紀要、第34集、1991年、177-8ページ。
 - 3 小林輝行「昭和十年代の家庭教育政策（Ⅱ）—戦時家庭教育政策の展開—」（『信州大学教育学部紀要』第57号、1986年）、36ページ。

- 4 文部大臣官房文書課編『文部省例規類纂』昭和十七年、20-5ページ（復刻版『文部省例規類纂』第7巻、大空社、1987年）。
- 5 前掲「昭和十年代の家庭教育政策（Ⅱ）一戦時家庭教育政策の展開一」33-6ページ。
- 6 本稿においては、「家庭教育の私事性」を次のような意味で使うこととする。家庭における親の子どもに対する教育は、私事として親の自由な判断のもとで行われるべきものである、すなわち、どのような方針で、どのような内容の教育をするかは親の自由な判断に委ねられなければならない。
- 7 以上本章の記述は、前掲『資料教育審議会（総説）』14-39、41、329-32、488-526ページ、久保義三、米田俊彦、駒込武、児美川孝一郎編著『現代教育史辞典』東京書籍、2001年、7ページ、『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』第十二輯、第十三輯、『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第十六輯、第十七輯、第十八輯によった。
- 8 『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第十八輯、58-9ページ。以下議事録からの引用は、本文の引用文の後にカッコ書きで、（整理委員会、18輯、58-9ページ）のように注記することにする。また、『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』については（特別委員会、12輯、8ページ）というように本文中に注記する。
- 9 ただし、要綱案の中には委員からの発言にはない文部省の発想もかなり入っている。
- 10 前掲「昭和十年代の家庭教育政策（Ⅱ）一戦時家庭教育政策の展開一」36ページ。
- 11 下村寿一の、本質論ではなく形式面から問題点を指摘する発想は、彼の宗教局長、社会教育局長、普通学務局長を歴任したという官僚としての経歴に基づいてのものと思われる。彼は、「忠実に熱心に職務に励精する特異の存在」、「信頼できる循吏のお手本」と評され、官僚らしい官僚として制度や決定に忠実であったようである（中寫邦監修『近代日本女子教育文献集 第三期 解説』日本図書センター、1984年、148ページ）。
- 12 前掲『資料 教育審議会（総説）』23ページ。伊東文部次官は第1回総会において諮問事項の説明で、「教育ノ内容ハ・・・（中略—筆者）或ハ新ナルモノヲ加ヘ、或ハソノ内容ヲ改メ又或ハソノ程度ヲ進メル等ノ必要ガアリ、随ツテ全体ニ互ツテ之ヲ整理改廃スル必要モ起リ、延イテハ制度施設ノ改正ニモ及ブコトガアラウト存ズルデアリマス」（同前、115ページ）と述べている。
- 13 須崎慎一『日本ファシズムとその時代 天皇制・軍部・戦争・民衆』大月書店、1998年、342-5ページ。家永三郎『戦争責任』岩波書店、1985年、294-6ページ。
- 14 田中穂積は第25回整理委員会において、「段々学校教育ガ盛ニナリマスニ従ツテ、モウ総テ教育ト云フモノハ小サナ子供カラ大キナ青年ニ至ルマデ学校ノ職務デ、モウ家庭ハ学校ニ委セタト云フ間違ツタ考ガ中々従来普及シテ居ツタヤウニ思フノデス」（18輯、84ページ）と述べて、「学校教育一任の傾向」の是正の必要性を主張している。奥村典子「家庭教育振興政策における『学校教育一任の傾向』の問題—学校教育と家庭教育の関係をめぐって—」『日本の教育史学』教育史学会紀要、第52集、2009年、参照。
- 15 村田晶子「戦時期の母と子の関係—家庭教育施策・家庭教育論の検討を通して—」（赤沢史朗・北川賢三編『文化とファシズム 戦時期日本における文化の光芒』日本経済評論社、1993年。家庭教育は天皇制公教育に組み込まれ、家即国家という家族国家論の強化のなかで国家による直接的介入の対象となるとする）。
- 16 前掲『資料 教育審議会（総説）』115ページ。
- 17 『法令全書』昭和五年、第拾貳号、内閣印刷局、128ページ。

- 18 社会教育局長田中重行は、引用した発言に続けて、家庭教育の強化・徹底の必要を次のように述べている。「家庭教育ノコトハ広く申シマスルナラバ、学校教育、社会教育ト並ビマシタ重大ナル部面デアリマスルノデ、今後ニ於キマシテハ家庭教育施設ト云フモノハモット強力ニ、モット徹底シテ行ハレナケレバナラナイ重大ナル部面デアルヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス」(特別委員会、12輯、8ページ)。
- 19 細かく言えば、項目一の終わり「薫陶育成」が「薫陶」に、末尾「目的トナスコト」が「趣旨トナスコト」に修正され、二(二)の後半の「子女ノ育成ニ対スル家庭ノ自覚ヲ昂ムルコト」が項目一に追加した文言と重複することから削除され、(六)の「家生活ノ刷新改善ヲ図ルコト」に替えられたことが挙げられる。
- 20 教育審議会第13回総会に対する特別委員会委員長田所美治の答申案についての説明において、項目一は次のように説明されている。
蓋シ家庭ハ子女育成ノ基礎デアリ、子女ノ人格ヲ陶冶スベキ最モ根本的ナ地盤デアリマシテ、家庭教育ハ寔ニ国家的ニ重要ナル使命ヲ有スルモノデアリマス。然ルニ近時動モスレバ之ガ等閑ニ附セラレル嫌ガアルノハ甚ダ遺憾ニ堪ヘヌ次第デアリマス。従ヒマシテ此ノ際家庭教育ノ本旨ヲアキラカニシ家庭教育ノ重要性ヲ自覚セシムルコトハ極メテ肝要ナコトト存ズルノデアリマス(前掲『資料 教育審議会(総説)』281ページ)。